役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふるさと自然村(以下「この法人」という。) の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用 弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1)役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。 常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
 - (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
 - (4)報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
 - (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であって、 報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。
- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

- 第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該 各号に定める範囲内で、理事会において決定する。
 - (1)報酬 別表第1に定める額
 - (2) 退職金 退職金規程(職員用)を準用する
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事長は別表第2に定める範囲内で理事会 において決定し、理事長以外は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用に

- ついては、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要 するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費等)を、役員等旅費 規程により支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。
 - (1)報酬 翌月15日(支払日が金融機関の休日にあたる場合は15日後で直近の金融機関営業日を支払日とする。ただし、18日以後に繰り下げて支払わなければならない場合は、15日前の最初の金融機関営業日を支払日とする)
 - (2) 退職金 予算承認決議及び評議員会承認決議後、3ヶ月以内
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった翌月15日に支給する。ただし、支払日が金融機関の休日にあたる場合は15日後で直近の金融機関営業日を支払日とする。ただし、18日以後に繰り下げて支払わなければならない場合は、15日前の最初の金融機関営業日を支払日とする。
- 3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職金にあっては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 前項に規定する遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条における相続権者及び相続順位とする。
- 5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に 定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年6月24日 改定

令和2年7月1日改定令和3年11月1日改定令和4年10月1日改定

別表第1 (常勤理事の報酬)

役職名	月額
理事	1,400,000 円

別表第2 (非常勤役員の報酬)

役職名	区 分	月額	日額
理事長	_	1,000,000 円	_
理事長以外	半日(4時間未満)	_	6,000 円
	1日(4時間以上)	_	12,000 円

別表第3 (評議員の報酬)

区 分	日額
半日(4時間未満)	6,000 円
1日(4時間以上)	12,000 円